水道料金等徴収業務委託及び検針業務委託の見直し
～業務委託も統合広域化～

現在は市域ごとに契約している水道料金等徴収業務委託及び検針業務委託について、お客様サービスの充実や事務効率の向上等を図るため、業務委託の統合を予定しています。

１　趣旨

業務委託については、統合前の検討段階から、事業統合に伴う業務の一括委託やシステムの統一等を検討してきたところですが、現在の徴収業務委託、検針業務委託については、かずさ水道広域連合企業団の設立から事業開始までの期間の関係で、一本化するには十分な調整期間を確保できずに、市民サービスの低下を招くおそれがあったことから、統合前の四市水道事業において業務実績があった事業者と契約(四市域合計で８本)し、業務を実施しているところです。

このたび、現行契約の期間（令和５年度まで）を踏まえ、水道料金の改定にあわせて、業務委託契約の統合を行おうとするものです。

２　事業概要案

（１）業務委託期間

契約期間：契約締結日から令和１１年３月３１日まで

実務期間：令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで

※ 令和６年３月３１日までは、水道料金の改定に対応する業務を含めたシステム開発及びデータ整備等の先行業務を行います。

（２）債務負担行為設定額

２，７７４，０００，０００円

セグメントの費用按分は、徴収検針業務を遂行するのに要していた支出額割合（令和元年度から令和３年度までの徴収業務委託費＋検針業務委託費）に基づき、新たな業務委託契約において応分の負担をするものとして算出します。

セグメント費用按分　（税込）

	支出額割合	単年度分	５年度分
木更津市	37.90%	210,269,200円	1,051,346,000円
君津市	26.62%	147,687,760円	738,438,800円
富津市	16.07%	89,156,360円	445,781,800円
袖ケ浦市	19.41%	107,686,680円	538,433,400円
合計	100.00%	554,800,000円	2,774,000,000円

※千円未満端数について予算編成時の調整要する。

（３）業務内容

木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市における水道料金、開閉栓手数料、下水道使用料、地域汚水処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収・検針等に関する業務（受付業務、検針業務、調定請求業務、収納業務、給水停止業務、電算処理業務、営業本部業務等）

※ かずさ水道広域連合企業団は、関係市・組合から、下水道使用料等の徴収等に関する事務を受託しています。

〔補足〕

①検針・請求のサイクルについて

現行と同じく、原則として、２箇月ごとの検針・請求

②営業所について

四市域それぞれに営業所を設置。なお、木更津市域についてはかずさ水道広域連合企業団本庁舎内とし、君津市域・富津市域・袖ケ浦市域については使用者の利便性を考慮した場所に受託者が設置。

営業所の営業時間は、現行と同じく、原則として、月曜日から土曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分まで（日曜日、祝日及び年末年始は休業日）。

３　見込まれる効果

（１）お客様サービスの充実

お客様データを単独のシステムで一元管理することにより、お客様からのお問い合わせ等に対し、より一層の迅速な対応につながることが見込まれます。

（２）お客様サービス水準の調整

システムの統合により、現在は市域によって様式等が異なっているインターネット開閉栓申込みシステムや、お客様に配布している検針票等の統一につながることが見込まれます。

（３）災害に強い体制づくりに貢献

業務委託先職員の確保により、災害時等における営業所間の相互応援が可能になり、検針や窓口運営の体制強化につながることが見込まれます。

（４）事務効率の向上

システムの統合により、統計資料など各種資料の統一が図られ、現在は市域によって異なっている書類審査等の事務手続きの煩雑さが解消され、事務効率の向上につながることが見込まれます。

４　スケジュール

令和４年度　【１０月】幹事会・経営会議　補正予算案について審議

【１１月】事業運営懇話会にて説明

１１月議会　補正予算案について審議

補正予算案を承認いただいた後、契約手続きへ

【３月まで】業務委託契約締結

令和５年度　システム開発、データ整備、システム操作研修等

令和６年度　新業務委託運用開始